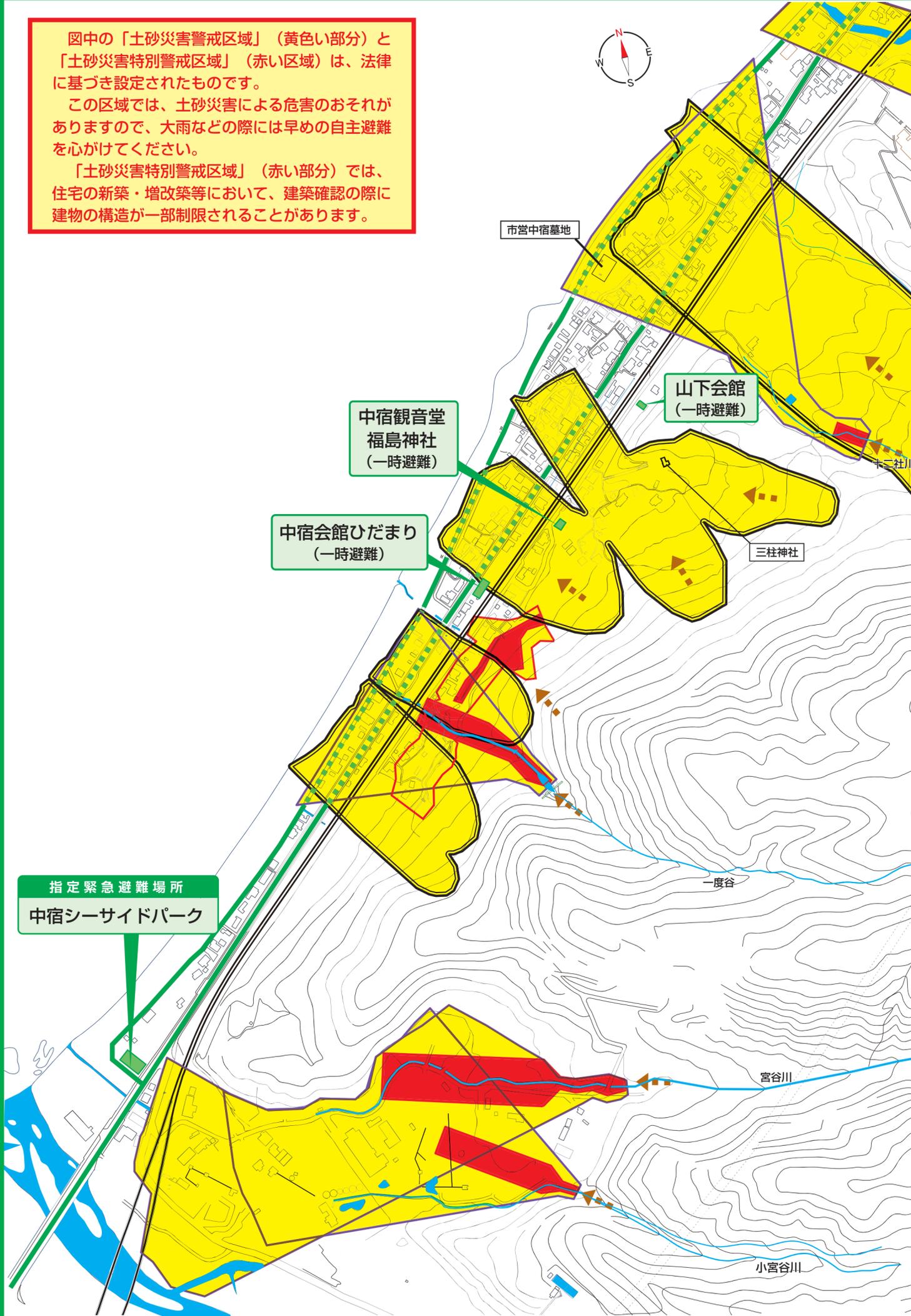


図中の「土砂災害警戒区域」(黄色い部分)と「土砂災害特別警戒区域」(赤い区域)は、法律に基づき設定されたものです。

この区域では、土砂災害による危害のおそれがありますので、大雨などの際には早めの自主避難を心がけてください。

「土砂災害特別警戒区域」(赤い部分)では、住宅の新築・増改築等において、建築確認の際に建物の構造が一部制限されることがあります。



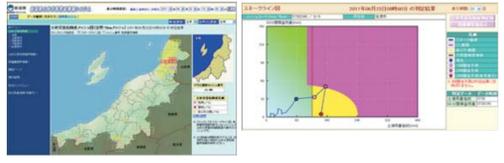
### 凡例

土砂災害警戒区域 (土石流)	
土砂災害警戒区域 (がけ崩れ)	
土砂災害警戒区域 (地すべり)	
土砂災害特別警戒区域	
指定避難所等	
要配慮者施設等	
避難路	
避難路 (危険区域内を通る避難路) がけ下を避難する場合はがけ崩れに注意しましょう!	
土砂のおおよその移動方向	

### 新潟県ホームページでの土砂災害に関する情報提供

#### 土砂災害警戒情報システムHP

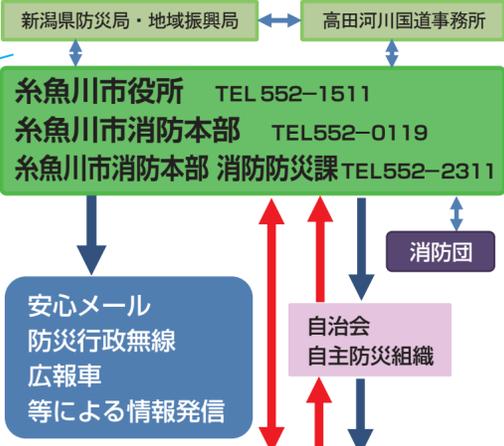
【パソコン】  
<http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou/index.html>  
 【携帯電話】  
[http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou\\_m/](http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou_m/)  
 雨量情報や土砂災害発生危険度などを見ることができます。



#### 土砂災害警戒情報とは

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市長が住民へ避難勧告等を適切に行えるように支援するとともに、住民みずからの避難判断にも参考となるよう新潟県と気象庁が共同で発表する情報です。

### 豪雨時・災害時の連絡方法



### 市民

- 土砂災害の前兆現象を発見したら、避難するとともに市役所などに連絡してください。
- 気象情報などに注意し自ら進んで情報を入手しましょう。
- 日頃の備えと早めの避難を心がけましょう。

### 緊急時の連絡先

我が家の避難場所：  
電話番号：

緊急連絡先	電話番号

避難時のメモ

【この土砂災害ハザードマップに関するお問い合わせ先】

**糸魚川市消防本部消防防災課**  
 TEL 552-2311  
 〒941-0069 糸魚川市南寺島 2-10-20

### 土砂災害とは

<h4>土石流</h4> <p>山や谷の土砂が大雨などで崩れ、水とまじってどろどろになり、ものすごい勢いでふもとに向かって流れていく現象。</p> <p>前兆現象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>川の中でゴロゴロという音がしたり、火花が見えたりする。</li> <li>山全体がうなっているような音がしたり、異常なおいがする。</li> <li>川の水がにごり、水と一緒に倒れた木が流れてくる。</li> <li>雨は降り続けているのに、川の水が減る。</li> </ul>	<h4>がけ崩れ</h4> <p>急な斜面が突然崩れ落ちる現象。雨水や雪どけ水が原因で起きたり、地震の揺れによって起きることもある。</p> <p>前兆現象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>がけから急に水がわき出る。または今までと違う場所から水がわく。</li> <li>がけにひびわれができる。またはがけがふくらむ。</li> <li>小石がバラバラ落ちてくる。</li> </ul>	<h4>地すべり</h4> <p>わりとゆるい傾きの斜面が、広い範囲にわたって滑り落ちていく現象。家や田んぼ、林などが大きなかたまりのまま動く。</p> <p>前兆現象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>わき水が増える。</li> <li>風もないのに山の木がザワザワする。木がさける音や木の根が切れる音がする。</li> <li>池の水がにごったり、急に増えたり減ったりする。</li> <li>地面にひび割れや段差ができる。</li> </ul>
--	--	---

### 避難するために

- テレビ・ラジオから大雨警報・土砂災害に関わる情報が発表されたとき  
 家の裏側の渓流や斜面に注意し、異常が見られたら急いでその場から離れてください。
- 早期避難を心がけましょう  
 土砂災害は、いつどこで起こるかを正確に予測するのは難しいです。このため、命を守るためにはみずからの判断で、自主的な早めの避難が重要となります。
- 糸魚川市から避難準備・高齢者等避難開始が発令されたとき  
 家族との連絡や非常用持出品等を用意し、いつでも避難できるよう準備を整えてください。避難に時間がかかる方は、指定された避難所へ避難を開始してください。
- 糸魚川市から避難勧告が発令されたとき  
 指定された避難所へ、至急避難してください。
- 糸魚川市から避難指示(緊急)が発令されたとき  
 避難していない人は、早急に指定された避難所へ避難してください。近くに指定された避難所がない場合、避難が遅れた場合は、高台や堅固な2階以上の建物に避難し、命を守る行動をとってください。